

むつ市議会第229回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成28年9月13日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第44号 むつ市過疎地域自立促進基金条例
- 第2 議案第45号 むつ市総合開発審議会条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第46号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第47号 工事請負契約について
(大畑町魚市場建設第2期工事(建築工事)に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第5 議案第48号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第6 議案第49号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第7 議案第50号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第8 議案第51号 平成28年度むつ市一般会計補正予算
- 第9 議案第52号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第10 議案第53号 平成28年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第11 議案第54号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第12 議案第55号 平成27年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第13 議案第56号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第57号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第58号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第59号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第60号 平成27年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第61号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第62号 平成27年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第20 議案第63号 平成27年度むつ市水道事業会計決算
- 第21 議案第64号 財産の処分について
(むつ市分収林設定条例の規定に基づく契約により設定した分収林の立木を売り払い、その収益を造林者との間において分収するためのもの)
- 第22 議案第65号 平成28年度むつ市一般会計補正予算
- 第23 報告第25号 平成27年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第24 報告第28号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第25 報告第29号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	11番	菊 池 光 弘
12番	岡 崎 健 吾	13番	鎌 田 ちよ子
14番	佐 賀 英 生	15番	大 瀧 次 男
16番	半 田 義 秋	17番	富 岡 修
18番	斉 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	白 井 二 郎
22番	中 村 正 志	23番	野 呂 泰 喜
24番	濱 田 栄 子	25番	佐々木 肇
26番	浅 利 竹 二 郎		

欠席議員（1人）

10番	東 健 而
-----	-------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 営 理 者	花 山 俊 春
代 表 員	阿 部 昇	総 務 政 策 長	川 西 伸 二
監 査 委 員			
財 務 部 長	氏 家 剛	財 務 部 務 監 策 監	赤 坂 吉 千 代
		財 務 調 整 推 進	
民 生 部 長	光 野 義 厚	保 健 福 祉 長	畑 中 秀 樹
保 福 健 祉 推 進 監	井 田 敦 子	経 済 部 長	高 橋 聖
建 設 部 長	吉 田 正	川 内 庁 舎 長 官 所 川 内 理 課	二 本 柳 茂

務部課事
策務
総政総主

佐 藤 貴 昭

事務局職員出席者

事務局長	柳 田	論	次 長	東	雄 二
主 幹	小 林	子	主任主査	村 口	一 也
主任主査	葛 西	信 弘	主 事	山 本	翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第25 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第44号

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第44号 むつ市過疎地域自立促進基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第45号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第2 議案第45号

むつ市総合開発審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第46号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第3 議案第46号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） おはようございます。議案第46号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、3点にわたって質問をしたいと思います。

1点目は、今回の手数料の引き上げによって、年間の増収見込額は幾らになるのか、これが1点であります。

2点目は、ご案内のように、この手数料の見直しについてはむつ市廃棄物減量等推進審議会に市長から諮問をして、手数料見直しについて審議をいただいているわけですが、その際の諮問の内容を見ますと、ごみ排出量のさらなる削減とリサイクル意識の高揚を促進するためごみの減量化、資源化施策として市指定ごみ袋に係る一般廃棄物処理手数料について別紙のとおり見直しを云々ということで記載されているわけですが、見直しの理由は財政健全化策ではなくて、

ごみ減量化の一層の促進を図るための手数料の見直しだということの理解でよろしいのかどうか、2点目お伺いします。

3点目は、廃棄物の処理業務は下北地域広域行政事務組合が具体的には行っているわけですが、これまでの処理手数料を見れば、全構成自治体がむつ市と同じ金額になっています。ごみ袋の手数料が40リッターも22.5リッターも同じ金額になっているわけですが、今回の手数料の引き上げの部分について見ますと、先ほど言ったような風間浦村、大間町、佐井村、東通村等の他の構成自治体に影響を与えるのではないかという推測をするわけですが、このことについてはどのような認識を持っているのか。

以上3点についてお伺いをします。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、手数料額改定による増収見込額はどの程度になるかについてであります。平成26年度実績と同程度のごみ排出量の場合には、おおむね2,800万円程度の歳入増となる見込みです。なお、ごみ排出量が減り、分別リサイクルが進んだ場合にはごみ袋の購入枚数も減りますので、歳入も減少することとなります。

次に、今回の改定理由がごみ減量化の一層の促進をするためと理解してよいかについてですが、今回のごみ袋価格改定の目的は、1人当たりのごみ排出量が青森県内でも3番目に多いこと、燃えるごみや燃えないごみにリサイクル可能な紙、ペットボトル、缶や瓶類が相当混入していることなど、減量化、資源化に関する住民意識が十分に浸透していない状況を踏まえ、ごみ排出量のさらなる削減とリサイクル意識の高揚を促進するためのほかに、ごみ処理費用負担の公平化を図ること、ごみ袋の原価上昇分を価格に反映させる

ことにあります。

次に、今回の改定が他の組合構成市町村に与える影響をどのように認識しているかについてであります。構成市町村が個別に対応していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番（目時睦男） 再質疑を何点かさせていただきますが、先ほど3点目でお話がありました。確かに他の構成自治体に与える影響ということについては、それぞれの自治体の個別の判断というのは、他の事案も含めて私はそのとおりだと思うのです。ただ、現実的には先ほど言いましたように、下北地域広域行政事務組合全体の自治体が中心都市であるむつ市に現実として右へ倣えをしている。これは、今後の中に私は多大な影響を与えるものだと、このように捉えるわけですが、現実的な状況の中では、再度お聞きしたいのは、他の自治体の動向等についても把握した中で今回の諮問、そして提案という形が経過の中にあっただのかどうか、再度その点についてお伺いします。

次は、昨年度、平成27年度の決算内容を見ますと、ごみ袋の売り上げが8,890万円です。このごみ袋の配達業務を含めた販売委託料、これは売り上げの金額から割り出していきますと、売り上げの15.6%である1,387万円が販売委託料として支払っているわけであり。それぞれの地区のとうか、このごみ袋の販売をしている商店とか等々については、私の知る限りによりますと、ほとんどの事業者とうか、商店等がこのごみ袋の販売をしています。

そこでお尋ねをしたいのは、この委託先を選定するに当たっては、入札方式とか随意契約等々いろいろあろうかと思いますが、選定はどのような形でこれまで行っているのか。

関連しますが、そういう中で委託費の料率、先

ほど言いました15.6%現在の、その部分について、今後引き下げを、選定方法とも兼ね合いを思うのでありますが、料率の引き下げについて検討する考えがあるのかどうか。これが2点目であります。

3点目が、一般廃棄物、資源ごみ等々、特に資源ごみの部分については集団回収を行っているわけでありまして。この集団回収は、ごみの減量化、資源化の一環であるという受けとめ方をして、その実施団体の拡大にこれまで鋭意取り組んできていっているわけでありまして、現状はむつ地区だけが各種団体等の集団回収になって、他の地区はゼロであります。そういう状況になっているわけでありまして。したがって、これまで減量化に向けたこの集団回収がむつ地区以外についてどのような取り組みをしてきたのか、この点についてお伺いするとともに、関連をして、その取り組みの中でどのような課題が生まれているのか。

4点目でありまして、今回の手数料改定にも具体的になっているわけでありまして、現在のごみ袋が45リッターと22.5リッター、2種類になっているわけでありまして、私どもに地域の市民の方々から、特にひとり暮らしの方々、1家庭で2人とかの少人数の家庭の方々から声が出ているのが、現在の大、小の間に中というか、45リッターと22.5リッターの間の例えば30リッターとか、こういうふうなことで規格の袋も欲しいなど、こういう意見なり声が出されているわけでありまして。そういうようなことで、他の自治体でも3区分でこのようなごみ袋による手数料の徴収をしているところもあるわけでありまして、本市の今回のこれらの声に応えるための見直しを検討する考えがあるのかお伺いをします。

5点目でありまして、ごみ袋の手数料の徴収をしている自治体が、県内40市町村の中で18市町村が手数料の徴収はしていない、約半分の自治体。

10市の状況を見ますと、10市の中で6市が徴収はしていない。そういうようなことで、行政サービスというか、こういうようなことを意を持って行っている自治体が半数以上あるわけでありまして。こういうことを見たときに、私は市民の負担の軽減を図るといふ努力が必要かと思うのですが、このことについてどのような認識を持っているのかお伺いをします。

以上。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 再質疑にお答えする前に、恐らく質問に対する再質問ではない項目が何点かあったのですが、それについてはどのように取り扱ったらいのかということなのですけれども。

まず、お答え申し上げます。1問目、他の自治体との関係、これをどのような形で考えているのかということについては、これは再質疑の項目だったと思いますので、お答えさせていただきますけれども、それについては収集運搬、これは各市町村の範囲、判断でやっているものですので、今回の手数料もそれに見合うものだというふうに、こう考えております。

それから、5点目につきまして、関連ということであれば、18市町村が徴収をしていない、あるいは10市の状況の中で6市はこの徴収をしていないということでありまして、4市はしているという状況ですし、これはそれぞれの自治体の判断に委ねられていることだというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長。

○民生部長（光野義厚） お答えいたします。

まずは、販売委託料の件ですけれども、これは入札、随意契約にならないかということなのですが、申し込み方式でやっております。現在は市内の160店以上の業者さんにご協力いただいて販売していただいているという状況です。

販売金額が8,890万円程度で15%程度が委託料というようなお話でしたけれども、これは委託料が大袋で1枚当たり3円お支払いしておりましたけれども、現在は4円お支払いしているというような状況になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、集団回収について、むつ地区だけでなくほかの地区への取り組みあるいは課題ということでございますけれども、他地区への集団回収拡大への取り組みについては、毎年度発行しておりますむつ市ごみ収集カレンダーや市ホームページなどで回収団体の募集を行っているほか、出前講座も行っておりますが、他地区での実施には至っておりません。

課題といたしましては、集団回収は市が業務委託により回収しているわけでないため、回収に当たる事業者にとって回収コストを上回るだけの回収量による収入があることが前提となっていることから、1町内会単位での実施は困難であり、ある程度まとまった回収団体数や回収見込み量が必要となるということがあります。

それから、ごみ袋、現在45リットルと22.5リットルがあり、この見直しはどうかということでございますけれども、サイズについてはさまざまな要望が寄せられておりましたので、中間サイズごみ袋の導入が可能かどうか、店頭販売業者へアンケート調査なども行いながら検討しております。また、平成20年7日にむつ市廃棄物減量等推進審議会においてご意見も伺っておりますが、ごみ袋

の種類が多くなることにより店頭販売スペースの確保が難しくなる、また22.5リットルの小サイズと大きな差異がない、さらに世帯構成などによりごみの排出量は大きく異なるので、袋のサイズで対応しようとするに際限がなくなるとのことで、審議会の結論としては不要ではないかの結論を得ております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番（目時睦男） 最後1点だけ。

今部長から答弁いただいたのですが、ごみ袋の種類、私も現在町内会の班長をやらせていただいて、ごみの収集箱のすぐ近くに居住をしているものですから、それぞれの家庭の方々が週2回の一般廃棄物、ごみの小屋に搬入している状況も見ています。先ほど言いましたように、ひとり暮らしの方々、あの大きい40リッターの袋の半分ぐらいというか、満杯に入れて搬入するという人はほとんど見当たらないのです。そういうような状況等も含めて、今後、今おっしゃったようなこともあるかとは思いますが、それぞれの市民の方々に意見を幅広く全市的に、例えばひとり暮らしの方々になりますと、老人クラブの方々とか各町内の行政連絡員の方々とか等々含めて意見をいただいて検討してもらえないものかというふうな部分。というのは、今手数料の引き上げをすれば、とりわけ生活費の部分に直接関連をしていくわけです。単純な理解であります。袋が小さくなると、それだけ原価も安く、そうすると袋の販売も、この提案している40リッターの袋の値段よりは下がるのかなという思いもありますから、そういう点で先ほど言ったようなことで今後検討していく用意があるのかどうか、最後3点目お聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えします。

基本的には先ほど部長が答弁したとおりでございます。ひとり暮らしの方には22.5リットルのものを使っただけということが原則になるかと思っております。そうした中で、生活費に直接関連するということでご指摘がありましたけれども、我々としては年間1世帯当たり今回のその値上げ幅で、年間1世帯当たり900円程度ということで考えておりますので、その点もご考慮に入れていただきたいと思います。

なお、新しいごみ袋をつくるということは、これまた経費がかかることですので、その財源をどうするのか、その分また新たな市民負担がふえるということもあわせてお伝えを申し上げたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） これが目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 何点かよろしく申し上げます。

今回の値上げの提案理由を読みますと、廃棄物の減量及びリサイクルを促進するとともに受益者負担の適正化を図るため一般廃棄物処理手数料のうち云々改定すると。受益者負担適正化を図るためという理由だけなのです。それで、何で30円が39円になるとかという、そのこのところがもう、この表現だけで全て処理されておりますから、ちょっとやっぱり理解ができない。

先ほど目時議員も言いましたが、審議会のほうには別の形で値上げが、こういうのをベースにして議論してくれというのをいろんな資料を出してお願いして、そのこの資料の部分と今回の提案理由を読みますと、全く符合しない。そのこのところがどういう形で市のほうとしては市民に対して値上げの説明責任を果たすのかというのがわかりませんので、この受益者負担の適正化を図るためというのはどういうことなのか、何なのかというのをもう少し説明いただきたいというふうに思いま

す。

そして、2点目ですが、この改正で市としてはごみはどの程度減るといふふうに考えているのかお聞きいたします。

3点目は、市民負担がどのくらいふえるかというのは先ほど目時議員のほうから聞きましたので、これは削除いたします。

4点目ですが、アックス・グリーンの新築を考えると、私は値上げするべきではないというふうに考えます。今アックス・グリーンの新築炉は、12億円の維持管理費となっております。今のアックス・グリーンは平成34年度までの契約ということで進んでおりますが、そろそろもう新しい新築炉を建て替えずにはいけません。そして、いろんなプランが出ておりますが、新しい新築炉ではおおよそ6億円の維持管理費になるというふうな情報が入っております。そうすると、今回値上げしたのがまた12億円が6億円、当然今現在はむつ市のアックス・グリーンの新築炉は9億8,000万円ということで計算しておりますが、それが当然半分の4億幾らというふうになります。そのときは、今度値上げを検討するのかというのもお聞きしたいなど。

最後ですが、そういう意味では新築炉を、今は70トン掛ける2の140トン、この状態をまたそのまま維持してつくるということはまず考えられません。全体として今ごみの総量は3万トン、今の140トンは大体5万トン以上焼却するという前提でつくられておりますから、今現在は3万トンを切っております。ですから、新しい新築炉は当然縮小されたものというふうに考えると、さらに小さな施設をつくるのだというふうな市の姿勢をはっきり市民に示して、今むつ市のごみ、家庭から出るごみは平成17年度の実績ですと、家庭ごみの収集量1万4,000トンです。これをそれぞれ平成35年あたりには例えば1万トンにするというふ

うな、こういう明確な目標をしっかりと市のほうが立てて市民に協力を求めるという姿勢が今大事なのではないかなというふうに思いますから、この点もお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、適正化とは何かについてであります。手数料改定の経過について若干触れさせていただきますが、むつ市廃棄物減量等推進審議会への諮問案においては、ごみ処理経費の負担分として経費の10%程度をごみ袋の製作、流通経費に上乗せした額を提示しておりましたが、これに対しまして審議会からは、改定額については妥当と判断するが、大幅な改定額となることから段階的に行うなど市民の負担が急激にならないようにとの答申を受け、上げ幅を縮小する方向で検討を行い、諮問時の改定幅の約半分程度を目安に設定し、ごみ処理経費の6%程度の負担とした額が現在の改定案となっております。

市といたしましては、ごみを多く出す方と、なるべくごみを出さないよう努めている方やリサイクルを徹底している方との間でごみ処理経費の負担の差が少ない状況では、減量やリサイクルに向けての意識づけ効果が薄くなるため、受益者負担の適正化の観点からもごみを多く出す方は多く負担し、ごみを少なく出す方や分別を適切に行う方は少ない負担となるように排出量に応じた負担の適正化を図ったものです。

次に、改正によるごみ減量はどの程度を想定しているかについてであります。現在人口減少もありませんが、排出量はわずかですが、減少傾向にあります。一方で、市民1人当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあります。

今回の改正では、市民一人一人のごみ減量化、

リサイクルへの意識づけを目指すものであり、価格改定のほかにも減量化、リサイクル推進のためのPR活動などの施策も展開していく中で、むつ市一般廃棄物処理基本計画に示した平成33年度には、市民1日当たりのごみ排出量1,000グラム以下の目標を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新しいごみ処理施設の維持管理費が現在よりも低額になった場合にはごみ袋を値下げするかについてであります。新しいごみ処理施設の運用開始は、早ければ平成34年度中と想定されるため、遅くとも平成33年度にはごみの分別搬出方法や収集運搬体制なども含め、全体経費が明確になるものと思われまます。新しいごみ処理施設の維持管理費は、現在よりも低減されるものと想定されていますが、ごみ処理施設建設に伴う処理経費の状況だけではなく、ごみ袋製作費や収集運搬体制等の見直しなども含め検討していきたいと考えております。

次に、ごみ減量化の目標を明示し、市民の協力を求めるべきとのことですが、市では平成23年度むつ市一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民1人1日当たりのごみ排出量に関して、計画中間年度である平成28年度には1人1日当たり1,100グラム、最終年度である平成33年度では1,000グラムを目標として定め、さまざまな減量、リサイクル施策に取り組んでおります。また、平成25年度からは、市広報紙において月間ごみ総排出量を掲載し、排出量の削減をお願いしております。市民の皆様におかれましては、今回の改定をきっかけとして、少しでも自らが排出するごみの現状等に関心を持っていただき、ごみ減量等に取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） まず、市民1人当たり、平成

33年度1,000グラム以下というふうな目標を立てておられますが、総量としてはどのくらいになるのかお聞きしたいと思います。今現在、先ほど言ったように1万4,092トン、2.35トンということですが、これが何トンになるのか、総量をお聞きしたいと思います。

それと、平成33年あたりに新しい焼却炉の部分、明確になったときにいろんなごみ袋の値段も検討すると言いますが、それでは今回改正したということで、平成33年の、そういう意味でいろんなものが明確になった段階まではこの改正のままでいくということではよろしいのでしょうか。先ほど審議会のほうでは段階的な値上げでお願いしたいというふうな表現で来たというふうな答弁でありましたが、今回の改正で、また今度来年も少し値上げ改正して、再来年もというふうな形で考えているのかどうか、そこのお聞きしたいと思います。

それと、最後のほう、やはりごみの総量を減らす目標を明確にして市民に協力を求めるべきというところの答弁であります。そういう平成28年度1,100グラム、平成33年度1,000グラムというふうに提示しているということですが、やっぱり市民としては自分がごみを減らせばどのくらい市の税金が軽減されるのか、経費が削減されるのか、やっぱりそこるところとリンクして初めて市民もやる気が出てくると思うのです。市民が一生懸命努力しても、こういうふうにならざるを得ないというふうな形になるのです。市民が一人一人努力する、そうしたら、市がそれに対して、このぐらいいろんな皆さんのごみ焼却に対する負担が減りましたよ、こういう返しをしっかりとっていくということが、やっぱり市民の協力に応える行政の形ではないかなと思います。そここのところの答弁と市の姿勢をお聞きしたいなと

いうふうに思います。

以上、よろしく。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） まず、今1万4,000トンくらいの排出量があるということで、平成33年度の目標ではどれくらいになるかということだと思います。おおよそ今では市民1人当たり1,200グラム程度となっておりますので、逆算しますと約1万1,700トン程度、1万2,000トン弱と考えております。

それから、条例の改正案ということで今回お示ししましたが、審議会のほうからは段階的な引き上げがということのお話がありましたので、大体3年から5年程度をめどに見直ししていきたいと思っております。

それから、市民一人一人が負担が減ったというような実感をということにつきましては、今広報むつこのほうでも、先ほども答弁いたしましたけれども、毎月排出量のほうを広報しておりますので、こういうような取り組みを今後とも継続してまいりますとともに、別な形でやれないかどうか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第47号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第4 議案第47号

工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、大畑町魚市場建設第2期工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第48号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第5 議案第48号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第49号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第6 議案第49号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に近原芳栄氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇議案第50号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第7 議案第50号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、前委員の逝去に伴う後任の人権擁護委員に工藤幹雄氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇議案第51号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第8 議案第51号 平成28年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。22番中村正志議員。

○22番(中村正志) 議案第51号に対しまして、質疑をさせていただきます。3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、財産貸付収入、旧本庁舎跡地貸付料につきまして、我々に旧庁舎の跡地利用の方針が示されてから随分たちますが、今回の財産貸付収入については唯一残っている部分のことだと思いますので、その詳細についてお聞きしたいと思います。

次に、公債費の長期債繰上償還金の部分についてお聞きいたしますが、この繰上償還によりまして、後年度の、各年度の元金返済の減少額でありますとか、利子負担分についてお知らせを願いたいと思います。

次に、寄附金、ふるさと納税寄附金につきまして、今回5,000万円という大幅な増額補正であります。現時点でのふるさと納税のほうの寄附額、

また最終的に今年度どれくらいを見込んでいるのか、その見通しについてお尋ねしたいと思いますし、今回の増額というのは多分にリニューアルの効果が含まれていると考えますので、その効果についてはどのように捉えているのか。

以上、3点お聞きしたいと思います。

○議長(浅利竹二郎) 財務部長。

○財務部長(氏家 剛) 中村議員のお尋ねの1点目、旧本庁舎跡地貸付料についてお答えいたします。

この件につきましては、平成25年3月のむつ市議会第215回定例会におきまして、旧本庁舎跡地の利活用に係る行政報告の中で、その一部をリサイクル燃料貯蔵株式会社に社員寮建設用地として貸し付けする旨をご報告申し上げたところでございます。しかしながら、その後操業開始の見直しに伴いまして、現在まで保留となっていたところでございますが、このたび9月からの借用の申し入れがあり、去る8月31日に同社と正式に土地賃貸借契約を締結したところであります。

貸し付けの内容につきましてでございますが、貸付面積は、むつ市金谷1丁目46番1のうち4,779.94平方メートル、貸付期間は平成28年9月1日から平成78年8月31日までの50年間、貸付料は年間316万9,140円であります。

貸付料の積算根拠につきましてでございますが、普通財産の貸付料につきましては、むつ市財務規則第149条に適正な評価額によるものとする規定されているところでございます。本事案の場合、建物の所有を目的とした賃貸借であり、その貸付期間も長期となりますことから、地上権的な要素も勘案し、税務上適切な価格として参考とされ、相当の地代として用いられている相続税評価額の6%で貸付料を決定したところでございます。ただし、今年度は9月から3月までの7カ月分となりますので、184万8,665円を予算計上した

ところでございます。

なお、評価額は変動いたしますので、毎年度貸付料を見直すこととしております。

次に、ご質問の2点目、公債費における長期債繰上償還金の財政効果についてでございますけれども、繰上償還の対象は、利率が0.629%から1.850%までの市債3件でありまして、利子分につきましては累計で約687万円の軽減となります。元金分につきましては、平成29年度、平成30年度で約2,807万円、平成31年度で2,298万円、平成32年度、平成33年度で1,366万円、平成34年度で685万円の減額となりますことから、後年度の公債費負担の軽減に寄与するものでありまして、この措置につきましては、このたびお示しいたしましたむつ市財政中期見通し2016の健全化に向けた重要事項に基づく対応でございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お尋ねの3点目、ふるさと納税寄附金の現時点での寄附額と今年度の見通し、リニューアルの効果についてお答えいたします。

ふるさと納税の現時点での寄附額につきましては、8月末現在で1,041件、2,517万円となっております。特にリニューアルを行いました6月から8月の実績は前年度の約2倍強で推移しており、9月以降においても同様の推移になるものと見込んでおり、予算計上額の1億円は達成できるものと考えております。

リニューアル効果につきましては、何点か要因があると思いますが、まずは返礼品の対象となります寄附金の設定額が従来の1万5,000円から1万円に引き下げたことで、手軽にできるようになったことがあると思います。さらに、返礼品を飛躍的に増加させるとともに、高額商品の充実も図

りましたことから、魅力ある商品構成になったことが大きな要因であったと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） まず、旧本庁舎跡地貸付料についてであります。このたびの契約は中間貯蔵施設の操業開始への動きの一つと捉えていいのか、あるいは一部報道によりまして、さらなる操業の延期が報じられたりもしておりますが、このたびの契約については、その辺は影響がないかどうか、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、公債費のほうであります。今お話を聞きますと、利率で0.6何%から1.何%ということで、割と利率の低い長期債を繰上償還しているのかなという気もいたしましたが、その繰上償還いたします長期債は、いろんな条件はあると思いますが、どのような形で選択をされているのか、もしそのあたりのことにきちんとした決まりとか何かがあるのであればお知らせ願いたいと思います。

また、ふるさと納税につきましては、やはりリニューアルの効果が伸びているということで、価格帯といいますか、寄附額ではどの寄附額帯が伸びているのか。あわせて1万5,000円を1万円に下げたということで大分ふえたということであるならば、もう一步踏み込んで5,000円も考えてもいいのではないかとということも含めましてお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

まず1点目の旧本庁舎跡地の貸付料の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、9月からの貸し付けをお願いしたいということで同社のほうからお話がございました。その背景には、まだ操業開始に至ってはおりませんけれども、とし4月に再度この整備の計画を見直し、操業開

始に向けた防災体制等の確立をするために9月から借用をしたいというふうな申し入れに基づいたものでございます。

次に、ご質問の2点目の公債費の関係ですけれども、利率が0.629から1.850ということで、割と低い利率のものを繰上償還するのではないかというふうなお話です。確かにそのような感じはいたしますが、実はこの繰上償還いたします3件の市債につきましては、充当率が当初、いわゆる75%程度で、そしてさらには交付税の措置もないというふうなものでございます。今後もこのような形で、いわゆる財政メリットのないような起債につきましては、順次繰上償還というふうな形で対応してまいりたいなと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

1万円の価格帯に対する寄附のパーセンテージといえますか、そこら辺だと思いますが、現在全体の8月末現在では1万円の割合は7%ほどとなっております。1万円から2万円の商品帯にかなり寄附がございますのは、やはり商品等の魅力といえますか、そこら辺の関係かと思えます。今後数がふえて、寄附数もふえてきますので、全体的な統計はその後ということになるかと思えます。5,000円、3,000円というふうな価格帯というお話もありますが、やはりその部分は商品の準備とかいろいろございますので、少し検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 議案第51号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇議案第52号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第9 議案第52号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第53号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第10 議案第53号 平成28年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 議案第53号 平成28年度むつ市介護保険特別会計補正予算について質疑いたします。

介護保険は、介護保険法に基づき市が保険者となって市の区域内に住所を有する65歳以上の方等を被保険者として保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険であります。このたび約1億400万円を国、県及び支払基金へ返還することとなっておりますが、その理由を説明願います。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（井田敦子） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

介護給付費負担金等は、介護給付費及び地域支援事業費にそれぞれ定められた割合に応じて国、県及び支払基金から交付をされるものであります。このたび1億円以上の返還金が生じた主な理由は、平成27年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績額が概算交付時点において国、県及び支払基金が見込んだ額より減額となったことから、負担金等の精算により多く交付された分を返還するものであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第54号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第11 議案第54号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第55号～議案第63号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第12 議案第55号 平成27年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第20 議案第63号 平成27年度むつ市水道事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、平成27年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） おはようございます。それでは、平成27年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、各特別会計に係る歳入歳出決算書、附属書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ

効率的に行われており、財産の管理についても適正であると認めました。

平成27年度のむつ市一般会計歳入歳出決算は、実質収支額では4億6,777万5,654円の黒字を生じ、単年度収支額も2億2,856万7,093円の黒字決算となっております。

事業は、主に元気の向上につながる施策を初めとする5つの柱に沿って着実かつ積極的な展開が図られ、また地方創生や定住自立圏形成に係る取り組みについてもしかりであり、特に地方創生への取り組みにおいては仕掛けづくりにスピード感を持って果敢に施策を総動員する姿勢が情報発信力の高さとともに顕著に認められました。地方創生元年には相応のものであったと受けとめており、今後の結実に期待するところであります。

総じて平成27年度は、単年度収支額も黒字とすることができ、また実質収支額の黒字基調も維持拡大することができました。安定的な財政基盤を確立するためのリスタートの年度と位置づけ、歳出の重点化等に種々取り組んだことが相乗的に奏功したものと思っておりますが、究極の目標に向けた道のりはまだまだ続くと思われ、引き続きの地道な奮励努力に期待するところであります。

今後の行政財政運営に当たりましては、大きな影響を及ぼす課題も多いことから、引き続き自主財源の確保や経費の削減はもちろん、効率的かつ効果的な運営に努めることが必要とされるところであり、この中でとりわけ個別の地方公共団体としては市民協働が、地方公共団体相互においては団体協働、すなわち広域連携が大切なポイントとなってくるものと思っております。このいわば地域力、圏域力の維持増進に意を用いつつ、不断の改革と挑戦の運営理念のもと、持続可能な財政運営や財政の健全化を年頭に、地方創生への取り組みと相まって、希望のまち実現に邁進されることを望むものであります。

次に、特別会計については、6特別会計のうち、国民健康保険特別会計においては赤字決算となっておりますが、単年度収支額では黒字となっております。これは、国の制度改正に伴う負担金の増加や健全化支援に係る一般会計からの繰り入れのほか、医療費適正化に向けた保険事業等が相まってのことと捉えております。

今後においても、国保運営主体の県への移管等を見据えながら、国における施策動向を踏まえ、財政の健全化に引き続き努めるよう望むものであります。

次に、平成27年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市水道事業会計決算報告書を初め財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

予算の執行は、地方公営企業法ほか関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、また経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

平成27年度のむつ市水道事業会計決算は、収益的収支について見ると、1億1,977万7,232円の純利益を生じた決算となっております。

事業の概況といたしましては、主として上水道整備事業及び簡易水道統合整備事業を継続し、安定給水の確保に努めており、今後においても公共施設マネジメントの視点を重ね合わせつつ、着実な推進が望まれるところであります。

昨今は、社会経済情勢等の変化により、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増してきておりますが、そのような中で国から要請されております中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定に今後においてはしっかりと対応しながら、むつ市水道ビジョンの基本理念のもと、効率的経営と健

全経営の維持に引き続き努めるよう望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配布の決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にさせていただければ幸いに存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（浅利竹二郎） これで監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題といたしました9議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第55号 平成27年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 議案第55号 平成27年度むつ市一般会計歳入歳出決算について総括質疑をさせていただきます。

まずは、平成27年度予算の執行により得られた効果、各事業や計画の進捗の状況、また効果が得られないと判断した事業や施策、今後廃止を含み改善、検討が必要と思われる事業など、平成27年度の決算状況にどのような感想をお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

会計年度独立の原則からいえば、単年度収支がよりゼロに近い黒字になることが望ましい財政運営と言われております。しかし、本決算では実質収支で約4億6,700万円の黒字決算となっておりまして、この剰余金の処理について、単年度で黒字であれば市民に還元すべきとか、職員の給与減額を中止すべきなどの声があります。この剰余金の処理について、地方財政法第7条第1項の規定に基づき処理されるものと思いますが、現状をわかりやすく説明願います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 齊藤議員のお尋ねの1点目、平成27年度の決算に関する所感についてお答えいたします。

平成27年度むつ市一般会計決算につきましては、実質収支、単年度収支でそれぞれ黒字となり、また財政調整基金積立額も増額することができました。このことは、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら各種財源対策を実施している結果として、このように市財政が着実に健全化の方向に進んでいるものと考えております。

一方で、地方交付税等の一般財源が今後減少していくことや市債残高等を考慮すると、当市財政はなお深刻かつ危機的な状況であります。私は、このような状況の中であっても、むつ市の将来を切り開く事業については国や県、そして民間に協力を仰ぎながら着実に実施をまいりました。また、出口の見えない赤字事業や施設については、関係者や市民の皆様の心情にも思いを寄せ、苦渋の決断として廃止を行いました。そして、これらの改革の方向性については、常に市議会議員の皆様が議会への提案を通じて問いかけ、ご協力をいただくことで前に進んでまいりました。

たゆまない改革だけがむつ市の未来を切り開く、その信念を曲げることなく、またその方向性を変えることなく、今後もぶれることなく改革を続けてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、地方財政法第7条第1項に基づく処理についてお答えいたします。地方財政法第7条第1項の規定によれば、決算剰余金のうち2分の1以上を積み立てるか償還金へ充当するかの措置を行うことが求められますが、当市の平成27年度決算の場合、この全額を積み立てに充てるため、当該規定に基づく措置を確実に実行していることとなります。

次に、市民の皆様が黒字の分を還元すべきではないかという声もあるとのこと指摘がありますが、

これは現在の市政にとって非常に重要な指摘であると思いますので、少し丁寧に答弁をさせていただきたいと思います。

まず、災害等の不測の支出や減収に備えるとともに、年度間における財政の不均衡を調整するために財政調整基金があり、地方公共団体における財政調整基金の積立額につきましては、一般的に標準財政規模の10%が適正とされております。この場合、当市におきましては、約18億円程度の額が必要となりますが、平成27年度末の財政調整基金積立額は2.1億円でありますことから、適正とされる積立額の11.7%の蓄えしかないということになります。このことは、県内10市と比較しても非常に低水準であることが明らかでありまして、財政調整基金積立額ではむつ市が2.1億円に対し、10市平均が27.2億円、むつ市の12.9倍の積立額となっておりますし、また市債の償還や繰上償還の際の財源とするための基金として減債基金がありますが、この減債基金積立金がむつ市が1億円に対し、10市平均が16.7億円、むつ市の16.7倍の積立額となっております。私が市長会などで市の財政状況について訴えるときには、必ずこの数字を使いますが、どこの市長さんもこの数字を見て大変驚かれております。したがって、財政調整基金が少ないということは、弾力的な財政運営ができないのは論をまたないということでありまして、すぐさま赤字へ転落してしまうという脆弱な財政状況にあると言えます。

さらに、むつ総合病院の債務負担行為の履行を進めていかなければならない中で、市税や地方交付税等の一般財源が今後減少していくことを考慮すると当市財政はなお深刻かつ危機的な状況であります。このことを一般家庭に例えますと、平成27年度は2年ぶりにその年度の給料で赤字を出さずにやりくりができました。また、少しは貯金ができました。しかし、貯蓄はわずかであります。

今後給料は少なくなっていくのに多額のローンも残っておりますし、家の修繕や子供への仕送りはまだまだ続けていかなければなりません。この場合、思わぬ出費があればどうしようか、不安な日々が続いている状況であります。これが当市の現在の姿であると認識しております。

また、企業に例えますと、会社の資金繰りが非常に厳しい中で顧客のサービス、我々の場合は市民の皆様へのサービスということになりますけれども、会社の資金繰りが非常に厳しい中で顧客のサービス低下を防ぐために、一時的に社長初め従業員の給与を必要最小限の範囲で削減しているという一般的なことを行っていることだと認識しております。

このようなことから、当市財政運営におきましては、実質収支比率を標準財政規模の3から5%、おおむね5億円から9億円を確保しつつ、適正とされる財政調整基金の積立額約18億円を目指すことが不可欠となります。

いずれにいたしましても、当市財政は健全化への道のりのいまだその途上、ようやく一歩進んだにすぎないという状況であります。将来を見据えつつ、市民の皆様からのご協力をいただきながら財源対策に取り組んでいくことで、その成果が持続可能な財政運営につながり、さらに市民の皆様へのサービスの向上につながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 3点ほどお願いします。斉藤議員と、また違う角度で答弁のほうをよろしくお願いします。

予算と比較して、それこそ改善した点と課題というのはどういうところにあったのかというのを聞きしたいなというふうに思います。

そして、2番目ですが、給与減額、職員の給与を3%カットしておりますが、給与減額総額は決算では結果として幾らだったのかとお聞きしたいと思います。

そして、3点目ですが、給与減額による地域経済への影響というのはどの程度だったのか、むつ市はどの程度だったとつかんでいるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 横垣議員のお尋ねの1点目、予算と比較し改善した点と課題についてお答えいたします。

ご質問の予算と比較し改善した点につきましては、当初予算と決算とを比較し、歳入及び歳出で収支改善に寄与したものは何かという観点で述べさせていただきます。

平成27年度の一般会計決算では、実質収支で4.7億円、単年度収支で2.3億円の黒字の見込みとなり、2年ぶりに単年度収支が黒字、実質収支も市町村合併以降最高額となったところであります。

この要因となります改善した点といたしましては、歳入におきましては普通交付税の増額、下北圏域定住自立圏共生ビジョン策定に係る特別交付税の増額のほか、地方消費税交付金、ふるさと納税寄附金等の増額があり、一方歳出では退職者一部不補充に伴う人件費の減のほか、予算執行における創意工夫等による節減、入札執行残、前年度からの繰越金等が寄与したものと認識してございます。

次に、課題につきましては、財政中期見通し2016でお示しいたしました財政健全化の目標に単年度収支における黒字確保、財政調整基金の着実な積み立て、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行、大畑診療所の資金不足解消、国民健康保険特別会計の赤字解消、健全化判断比率の改善の

6項目を掲げており、この達成が課題というふうなことになるかと存じております。

次に、ご質問の2点目、給与減額総額は幾らだったかというふうなご質問でございますが、特別職、一般職、合わせまして約1億2,729万円となっております。

次に、ご質問の3点目、給与減額による地域経済への影響はどの程度だったかについてでございますが、消費活動や生産活動などによります経済の動きというふうなものは、個人や法人での違い、また社会経済との関連などによりまして大きく変わるものであり、その中から給与減額による影響部分のみに着目して数値でお示しする方法は残念ながら持ち合わせておりませんので、大変申しわけございませんが、ご了承願いたいと存じます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 給与減額の総額は1億2,729万円というふうな決算でありましたということですが、やはりこの金額というのはかなり大きいと思います。しかも、消防職員のほうの減額も同じく給与3%カットされておりますから、大体人数は同じぐらいの規模だというふうに思いますが、それを含めると、それこそ2億5,000万円ぐらいの給与減額というふうに考えますが、この減額の地域経済への影響というのはお答えできませんというふうな答弁でありましたが、やはりそれなりに地域経済がどのようになったのかというのはつかむ必要があります。いろんな手法があると思います。だから、そここのところを全くつかまないと、例えばむつ市がこれから地域経済振興策をする場合に、そういう手法を使って、この振興策はこういう効果があったとかということで報告しなくてはいけないわけですよ。ところが、今回はこういう消防の職員も含めると2億5,000万円ぐらいの給与減額ですから、このぐらいの支出、個人の

人たちが、本当はいろんなのに使いたいのに使えないという金額が余りにも大き過ぎる。これが地域経済にどう影響を与えたのかというのは、むつ市は存じませんという姿勢であれば、これからどんな地域振興策をやったとしても、その効果を把握できないというふうな答弁になってしまうのではないかと思いますから、そここのところの市長のお考えをお聞きしたいと思います。

その地域経済をよくするには、そもそもどういうことをやらなくてはいけないのかという考え方が、何か市長はどういうふうを考えているのかよくわからないものですから、そここのところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私にとりましては、その質問の論理性のほうがちょっとよくわからないのですが、まずそもそも職員の給料を上げて地域経済を活性化するという、そういうような施策については考えてございません。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 通常より払う給与を上げると言っているのではなくて、今回は減額したわけですから。通常払わなくてはいけないものをこういうふうに消防職員を含めれば2億5,000万円という給与をカットしたわけです。だから、その影響とこのをそれなりにつかむ必要がある。そうしないと、これからむつ市がいろんな地域振興策をやった場合に、この効果はどうだったのかと、私がまたそれぞれ聞いたときに、存じませんという答弁しかできないむつ市政なのかというふうになってしまいます。

ちなみに、東京都との比較は全然できないのですが、東京都は全く黒字の自治体ですけれども、今新しい小池都知事が、早速知事も半分、給与とボーナス50%削減と報道されまして、2,800万円

が1,400万円の年収になるということで、ちょっと桁が全然違うのですが、でもこの小池知事は、都職員の給与も削減するのかという質問に対して、それはデフレ脱却、いかに給与を上げていくかということに逆行してしまうというふうな、その給与削減というのは地域経済に影響するという認識を持っている。

まず市長として、その給与削減というのは地域経済に影響するのかわからないのか、そここのところだけちょっとお聞きしたいと思います。しないと考えているのかどうか、そここのところの考え方をお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、誤解があるようではありますが、今回の給与削減については、一般職1億2,711万円と書いていますが、これは消防を含めると2億幾らというふうにおっしゃっていますけれども、消防を含めると約1億8,000万円ということになります。

この職員の数でありますけれども、我々一般職の職員ということを見ると500名程度であります。むつ市の人口は、これは6万人ということですから、6万人と500人、この経済規模を考えていただければ、その影響はどういうものなのかということとはご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

次は、議案第56号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

す。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

次は、議案第57号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

次は、議案第58号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

次は、議案第59号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

次は、議案第60号 平成27年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

次は、議案第61号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

次は、議案第62号 平成27年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

次は、議案第63号 平成27年度むつ市水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

これで平成27年度むつ市各会計決算等に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号から議案第63号までの平成27年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選

出の監査委員を除く議員24名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第63号までの平成27年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員24名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時38分 再開

○議長(浅利竹二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました決算審査特別委員会において、委員長に野呂泰喜議員、副委員長に原田敏匡議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇議案第64号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第21 議案第64号 財産の処分についてを議題といたします。

本案は、むつ市分収林設定条例の規定に基づく契約により設定した分収林の立木を売り払い、その収益を造林者との間において分収するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第65号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第22 議案第65号 平成28年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、議案第64号に関連することから、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第25号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第23 報告第25号 平成27年度むつ市一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第25号の質疑を終わります。

報告第25号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第28号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第24 報告第28号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第28号の質疑を終わります。

報告第28号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第29号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第25 報告第29号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第29号の質疑を終わります。

報告第29号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長(浅利竹二郎) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月14日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月15日及び16日は決算審査特別委員会のため、9月20日及び21日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、明9月14日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月15日及び16日は決算審査特別委員会のため、9月20日及び21日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月17日から19日まで及び9月22日は休日のため休会とし、9月23日は付託議案審議及び議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時42分 散会